

証 換 ①

よこはま市民オンブズマン会報第66号 2012/6/18

日付	種別	金額	残高
08-09-12	ご新規	*1,000	*1,000
08-09-19 N	アサヒクヒナシ"ヨウ	*30,000	*31,000
09-01-30 N	振込 アサヒクヒナシ"ヨウ	*50,000	*81,000
09-02-17	お利息	*13	*81,013
09-02-18		*20,000	*61,013
09-08-18	お利息	*25	*61,038
09-09-22 N	アサヒクヒナシ"ヨウ	*103,048	*164,086
10-02-16	お利息	*58	*164,144
10-08-17	お利息	*65	*164,209
10-09-11 N	アサヒクヒナシ"ヨウ	*98,000	*262,209
11-02-22	お利息	*104	*262,313

横浜銀行

支店あて 届出事項変更届

12年9月

(フリガナ) [Redacted]
 おところ 〒240-0000 [Redacted] 横浜市中区 [Redacted]
 (フリガナ) [Redacted]
 おなまえ 渡辺 裕

お届け印

下記事項を上記のとおり変更したので届けます。(記入にあたっては裏面の(ご注意)を参照してください)

変更事項	添付書類
1. 住所変更	住民登録票、法人(商業)登記簿謄(抄)本
2. 氏名・名称変更	戸籍謄(抄)本、法人(商業)登記簿謄(抄)本
③ 代表者変更	印鑑証明書、法人(商業)登記簿謄(抄)本
4. 役職名変更	
⑤ 電話番号	
6.	
⑦ 上記2.3.にともなう改印	

(注) 上記以外の書類の提出をお願いすることもあります。(上記2.3.7の場合押印願います)

変更前 [Redacted] 旧お届け印 [Redacted]

今宮中学校副校長 兼 延喜寺会会長 柴田 邦太郎 TEL [Redacted]

◎住所の変更などにあわせて電話番号も変更になる場合は、変更前欄に旧電話番号も記入してください。

取引の種類	口座番号	取引の種類	口座番号
1. 当座勘定		7. 貸金庫	
② 普通預金	1097131	8. 融資	
3. 総合口座		9. ④ ⑤ ⑥	
4. 定期預金		10. 公共債譲渡預かり	
5. 積立預金		11. 外国為替	
6. 通知預金		12.	

備考

地域コード

CIF番号	地区センター送付日	点検記入	処理日	点検・記入	検印

(銀行使用欄)

よこはま市民オンブズマン会報第66号 2012/6/18

②

預 金 取 引 明 細 表

(12. 1. 1 - 21. 12. 31)

店番 339

店名 白根支店

1088567

作成日 24年 3月 9日

ページ

1/2

氏名 今宿中学校防災拠点運営委員会 様

科目	口座番号	取扱年月日	勘定	出	入金	残高	前回取引日	代店番号	取引店番号	時刻	銀行使用				摘要	小切手番号 満期日	起算日 先日付オペ日	券種	摘要 コード	備考
											A	B	C	D						
01	1097131	120218	2		75	362465	110824							01610	セ`イカ`ク 17				575	
		120818	2		75	362540	110824							01610	セ`イカ`ク 17				575	
		121009	3		100000	462540	120912	060	333					11225	アサヒクヒナシ`ヨウエイインカイ	121005				
		121106		50000		412540	121106			14:38	052	223		00100						
		130216	2		162	412702	121106							01610	セ`イカ`ク 40				575	
		130817	2		60	412762	121106							01610	セ`イカ`ク 13				575	
		130925		64000		348762	121106		333	15:06	022	220		00100						
		130927	3		100000	448762	130925	060	333					11225	アサヒクヒナシ`ヨウエイインカイ	130926				
		131116		20000		428762	131031		333	14:48	051	267		00100						
		140215	2		20	428782	131116							01610	セ`イカ`ク 4				575	
		140628		120000		308782	131116			13:06	052	226		00100						
		140704		80000		228782	140628			11:29	052	206		00100						
		140708		195000		33782	140704			13:06	059	216		00100						
		140816	2		2	33784	140708							01610	セ`イカ`ク 0				575	
		140904			100000	133784	140708			1:32				11691	アサヒクヒナシ`ヨウエイインカイ				210	
		140904		30000		103784	140904			10:54	070	217		00100						
		140927		100000		3784	140904			9:32	070	226		00100						
		150214	2		0	3784	140927							01610	セ`イカ`ク 0				575	
		150815	2		0	3784	140927							01610	セ`イカ`ク 0				575	
		150822			100000	103784	140927			2:29				11691	アサヒクヒナシ`ヨウエイインカイ				210	
		150919		80000		23784	150919			14:49	059	223		00100						
		151107		23000		784	150919			9:32	059	206		00100						
		160213	2		0	784	151107							01610	セ`イカ`ク 0				575	
		160813	2		0	784	151107							01610	セ`イカ`ク 0				575	
		170218	2		0	784	151107							01610	セ`イカ`ク 0				575	
		170331			100000	100784	151107		333	9:22	050	226		11225	アサヒクヒナシ`ヨウエイインカイ					
		170706		100000		784	170706			13:38	059	218		00100						
		170819	2		0	784	170706							01610	セ`イカ`ク 0				575	
		180217	2		0	784	170706							01610	セ`イカ`ク 0				575	
		180818	2		0	784	170706							01610	セ`イカ`ク 0				575	

(注) 1 取扱日 2 勘定 3 科目 4 内振

1...前日勘定 (同日扱い) 4...翌日勘定 (休日繰越) 01...普通預金 04...普通定期預金 07...顧客別別預金 10...従業員預金 NC...誤差性預金 *...内部振替
 または、センターでの処理日 2...翌日勘定 (センター前処理) 5...再処理 02...貯蓄預金 05...通知預金 08...新税準備預金 51...バンクカード
 3...翌日勘定 (先日付取引) 03...積立定期預金 06...目的別別預金 09...当座預金 52...マイプランカード

横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各区の震災時避難場所を単位に結成された地域防災拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。)及び地域防災拠点運営委員会連絡協議会(以下「協議会」という。)の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び平時避難訓練その他の活動の運営を円滑に行うために、区長が助成金を交付する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運営委員会 震災時避難場所である小中学校を拠点として、平時及び災害時に自主的な活動を行うため、避難区域の住民を主体に、行政及び学校関係者を含めて構成する団体をいう。
- (2) 協議会 区内の運営委員会相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって区内の防災力の向上に寄与するため、運営委員会の委員長又は委員長の指名する者及び区行政関係者で構成する団体をいう。

(助成金の交付要件)

第3条 区長は、この要綱の定めるところにより、次の各号に掲げる経費の一部に充てるため助成金を協議会に交付する。

- (1) 協議会が、地域防災拠点に関して、運営委員会が行う打ち合わせ・広報・訓練等、協議会が主に協議会委員等を対象として行う研修等に必要経費
- (2) 協議会が、地域防災拠点に整備された防災資機材等の管理に必要な経費

2 前項に定める助成金の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(助成金の交付基準)

第4条 助成金の基準額は、区毎に、地域防災拠点の数に12万円を乗じて得た額とする。

2 前項の規定に拘わらず、年度途中で運営委員会が新たに発足する場合の助成金の基準額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 運営委員会設立後、年度内の運営委員会の活動期間が9か月以上の場合、12万円とする。
- (2) 運営委員会設立後、年度内の運営委員会の活動期間が6か月以上9か月未満の場合は9万円とする。
- (3) 運営委員会設立後、年度内の運営委員会の活動期間が3か月以上6か月未満の場合は7万円とする。
- (4) 運営委員会設立後、年度内の運営委員会の活動期間が3か月未満の場合は2万円とする。

(手続及び必要書類)

第5条 協議会は、助成金を受けようとするときは、次の各号に定める書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請のときに提出する書類
 - ア 助成金交付申請書(第1号様式)
 - イ 事業計画書(第2号様式)
 - ウ 予算書(第3号様式)

(2) 事業年度終了後提出する書類

- ア 事業完了報告書 (第4号様式)
- イ 決算書 (第5号様式)
- ウ 監査報告書写し (第6号様式)
- エ 各地域防災拠点運営委員会の事業報告書 (第4号様式準用)
- オ 各地域防災拠点運営委員会の収支を証する書類の写し

(交付の決定)

第6条 区長は、申請書を受理したときは、内容を審査のうえ承認したものについて、協議会に助成金交付決定通知書 (第7号様式) を送付する。

(支出方法)

第7条 助成金は、原則として、協議会に対し預金口座の方法によるものとする。

(協議会の予算・決算)

第8条 協議会は、交付を受ける助成金について、必ず収支を証する書類を整えとともに、事業年度毎に予算及び決算を調整しなければならない。

- 2 協議会及び運営委員会は、収支を証する書類を毎事業年度終了後1か年は保存することとし、区長又は協議会が必要とするときは、いつでも閲覧できるよう整えておかなければならない。

(実施報告)

第9条 助成金の交付を受けた協議会の代表者は、当該事業年度終了後速やかに、第5条第2号に定める書類を区長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 助成金の交付を受けた協議会が次のいずれかに該当すると認められるときは、区長は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成金に不用額が生ずる決算書が提出されたとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を第3条の活動以外のために使用したとき。
- (4) 助成金をその趣旨に反して使用したとき。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。